



Q

マイナンバー制度の「通知カード」はどんなカードですか？



A

マイナンバーの「通知カード」は、住民票のある市区町村から個人番号を通知したものです。

「通知カード」は紙のカードです。個人番号の他、住所、氏名、生年月日、性別等が記載されております。透かし等の偽造防止技術も施されています。

ただし、顔写真は載っていません。「通知カード」は、個人番号の確認のためのみ利用することができる書類です。

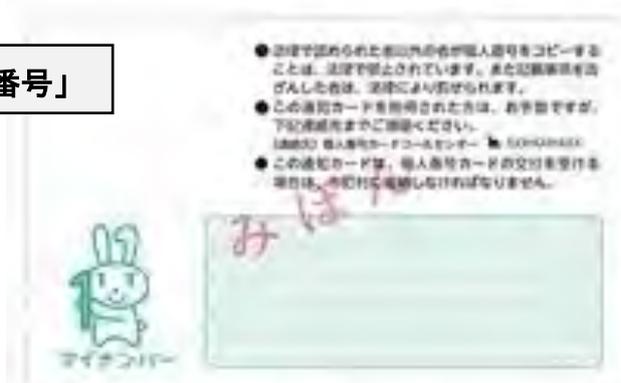
本人確認の手続きはできません。「通知カード」を使用して個人番号の確認と本人確認を同時に行うためには、別に運転免許証やパスポート等の本人確認書類が必要となります。

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策における各種手続において、本人確認とともに、個人番号の記載・確認を求められることとなります。

「通知カード」の表と裏



【おもて面】



【うら面】



マイナンバー制度の「個人番号カード」はどんなカードですか？



「個人番号カード」は、本人の申請により交付されます。
様々な行政サービスを受けることができるようになるICカードです。

「個人番号カード」を交付してもらう交付手数料は無料です

「個人番号カード」は個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できます。

「個人番号カード」の表と裏



「個人番号カード」は、表面には、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真
電子証明書の有効期限の記載欄、セキュリティコード。

サインパネル領域（券面の情報に修正が生じた場合、その新しい情報を記載
します（引越した際の新住所など）、臓器提供意思表示欄
が記載され、個人番号は裏面に記載されています。



マイナンバー制度の「個人番号カード」は必要となる場面は？



マイナンバー制度導入後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で「個人番号カード」の提示が必要となります。

その際、「通知カード」であれば、運転免許証や旅券等他の本人確認書類が必要となりますが、「個人番号カード」があれば、一枚で番号確認と本人確認が可能となります。

以下は主な「個人番号カード」が必要となる場面です。

「個人番号カード」を求められる場面	目的
勤務先	給与所得者の源泉徴収票、扶養控除等異動申告書。雇用保険や社会保険(平成29年以降)の手続き等。
契約先	報酬を受け取ることによる支払調書。
不動産業者等	不動産譲渡の対価、仲介料、家賃、等を受け取る場合。
生命保険、金融機関等	生命保険に関する支払調書、投資信託における源泉徴収等。
税務署、ハローワーク、労基署等	各種の税手続き、労働・社会保険に関する給付関係手続。



「個人番号カード」のメリットは？



総務省は以下のイラストで「個人番号カード」のメリットを紹介しています。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

税

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

災害対策

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

将来的には

- ・平成29年1月から開始されるマイナポータルへのログインをすると、各種の行政手続のオンライン申請に利用できるようになります。
- ・オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになります。
- ・コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できるようになります。

といった、多くの様々なメリットを受けることができるようになるそうです。